

## 入札公 告

社会福祉法人愛宕福祉会の発注する工事の請負について、下記のとおり制限付一般競争入札に付する工事としたので入札参加を希望する場合は一般競争入札参加申請書を提出してください。

なお、本入札は佐渡市契約規則及び建設工事一般競争入札実施要綱に準拠し、提出書類の様式等は全てこれに倣うものとします。

令和7年11月6日

社会福祉法人愛宕福祉会

理事長 石崎 昂一

### 1. 入札に付する事項

(1)工事名	グループホームさど外壁修繕工事
(2)工事場所	新潟県佐渡市両津湊343番地45
(3)履行期限	契約日から令和8年2月28日まで
(4)工事概要 (及び施設の構成)	グループホーム 外壁修繕工事 建築一式 構 造：鉄骨造瓦葺2階建 建築面積：755.95 m <sup>2</sup> 延床面積：1,206.31 m <sup>2</sup>
(5)入札日時	令和7年11月27日（木）午前11時00分
(6)入札場所	社会福祉法人愛宕福祉会 研修センター 新潟県新潟市東区大山二丁目13番34号 電話 025-384-8567
(7)契約条項を示す場所	社会福祉法人愛宕福祉会 ※当法人ホームページ参照
(8)現場説明	入札参加申請期限後 令和7年11月18日（火）
(9)入札保証金	免除
(10)契約保証金	なし
(11)請負業者賠償責任保険	要加入
(12)予定価格（円：税抜）	5,930,000円
(13)最低制限価格の設定	変動型最低制限価格を設定、最低制限価格未満の入札は無効とする。
(14)下限価格（円：税抜）	5,220,000円（下限価格を下回る入札は無効とする）
(15)入札を無効とする場合 に関する事項	佐渡市財務規則第168条の規定に該当する場合はその入札を無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(16)入札を中止にする場合 に関する事項	佐渡市財務規則第172条の規定に該当する場合のほか、競争性を確保できないと判断される場合は、入札を中止することがあります。
(17)談合情報等により、公正 な入札が行われないお それがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、前項の規定によるほか、抽選により入札者を決定することができます
(18)前払金	なし
(19)部分払	なし

## 2. 入札参加資格の要件

(1)単体又は特定共同企業体	単体
(2)工種	建築一式
(3)特定建設業	問わない
(4)格付又は評点	令和7・8年度佐渡市建設工事入札参加資格者名簿の当該工種でA～Dの等級に格付認定されているもの
(5)営業拠点	佐渡市内に本社もしくは営業所等を有するもの
(6)実績要件	令和4年4月1日以降に竣工した延べ床面積1,000m <sup>2</sup> 以上の外壁修繕工事を元請として施工した実績があること。
(7)配置技術者	本工事を施工しうる国家資格を有する主任技術者又は、監理技術者を配置できる者
(8)共通事項	<p>ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者</p> <p>イ 公告日から開札日までの期間中に、佐渡市競争入札参加有資格者指名停止等措置を受けていない者</p> <p>ウ 次の（ア）から（キ）までのいずれにも該当しないもの</p> <p>（ア）暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>（イ）暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>（ウ）役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの</p> <p>（エ）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの</p> <p>（オ）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの</p> <p>（カ）暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの</p> <p>（キ）その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの</p>
(9)その他	共通公告をご確認ください。 <a href="https://www.city.sado.niigata.jp/uploaded/attachment/51200.pdf">https://www.city.sado.niigata.jp/uploaded/attachment/51200.pdf</a>

### 3. 入札の参加手続き

(1)入札参加申請	<p>次の申請書により持参もしくは郵送にて申請（2部）してください。</p> <p>一般競争入札参加申請書</p> <p>※様式は、社会福祉法人愛宕福祉会より電子メールにて送ります。下記提出先のメールアドレスに、法人名、担当者名を記載の上送信してください。</p> <p>なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。</p>
(2)提出先	<p>社会福祉法人愛宕福祉会 法人本部事務局 総務部</p> <p>E-Mail : yosuke.abe@atago.or.jp</p> <p>新潟県新潟市東区大山二丁目 13 番 34 号</p> <p>電話 : 025-384-8567 FAX : 025-384-8774</p>
(3)入札参加申請期限	令和7年11月13日（木）（必着）
(4)受付期間	<p>入札公告の日から入札参加申請期限の日の 午前9時～午後5時（土曜、日曜、祝日を除く）</p>
(5)図面及び単抜設計書	<p>無償配布</p> <p>入札参加申請書を提出されると、入札参加申請締切後に電子メールにより代表者宛てに配布いたします。</p>
(6)入札参加資格要件 審査書類	<p>入札・開札時点では、落札を保留して、予定価格の範囲内で最低価格入札者（最低制限価格未満の入札者を除く）を落札候補者として、入札参加資格の審査を行います。</p> <p>このため、入札参加申請者は、入札日までに以下のとおり入札参加資格審査書類を準備してください。</p> <p>ア 入札参加資格審査書類の提出について イ 施工実績調書 ウ 配置予定技術者調書 エ 経営事項審査結果通知書の写し オ 誓約書 カ その他別に指定する書類</p> <p>落札候補者になった入札参加申請者の方は、入札の翌日17時までにこれらの入札参加資格審査書類を持参により、提出してください。</p>
(7)質疑書の提出について	<p>質疑事項がある場合は、下記により、質疑書を提出してください。</p> <p>ア 様式 別紙様式（佐渡市ホームページ掲載）に準じて作成してください。</p> <p>イ 提出期限 令和7年11月20日（木） 17時必着</p> <p>ウ 提出先 社会福祉法人愛宕福祉会</p> <p>E-Mail : Yosuke.abe@atago.or.jp</p> <p>エ その他 電話での受付は一切しません。 電子メール（FAX）のみの受付となります。</p> <p>回答は、11月24日に入札参加申請全社に連絡いたしますので、入札参加申請時に法人名を記入した電子メールを上記アドレスへ必ず送信してください。</p>
(8)入札時の注意事項	<p>ア 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。</p>

	<p>イ 代理人が入札する場合は委任状を提出してください。</p> <p>ウ 入札の際、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書（様式は任意としますが、数量、単価、金額等を明らかにしたものに限ります。）を記名・押印の上、提出してください。<u>これら要件に違反した場合は、入札を無効とし、失格となります。</u></p> <p>エ 落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札候補者の入札価格とするので、入札参加申請者は、消費税の課税業者であるか免除業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。</p> <p>オ 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出でください。</p> <p>カ 入札に参加される方は、入札参加申請者毎に原則1名とします。</p> <p>キ 再入札は行いません。</p>
(9)落札者の決定	<p>落札候補者（最低制限価格を下回らない最低価格の入札者）の審査の結果、入札参加資格を有する場合は、落札者として決定し、入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、速やかに公表します。</p> <p>落札候補者が入札参加資格を有していない場合、及び当該落札候補者が落札者の決定までの間に指名停止を受けた場合、又はそのものと契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあるて著しく不適当である場合は、入札の次順位者を新たな落札候補者として審査し、落札者が決定するまで順次実施していきます。</p> <p>なお、落札候補者が、入札参加資格を有していないと認めたとき、又は契約を締結することが不適当であると認めたときは、当該落札候補者に対し、入札参加資格審査結果通知書により理由を附して、その旨を通知します。併せて、所定の期間内にその理由について説明を求めることができる旨も通知します。</p>